

2015年7月8日
環境社会配慮助言委員会委員長 村山 武彦
担当ワーキンググループ主査 石田 健一

ベトナム国 ハイフォン幹線道路整備事業
(協力準備調査(有償))
スコーピング案に対する助言

助言案検討の経緯

ワーキンググループ会合

- ・日時：2015年5月29日(金) 14:02～17:28
- ・場所：JICA 本部(212会議室)
- ・ワーキンググループ委員：石田委員、田中委員、谷本委員、二宮委員、原嶋委員、平山委員
- ・議題：ベトナム国 ハイフォン幹線道路整備事業(協力準備調査(有償))に係るスコーピング案についての助言案作成
- ・配付資料：ベトナム国 ハイフォン幹線道路整備事業 スコーピング案 事前配布資料
- ・適用ガイドライン：国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月)

全体会合(第60回委員会)

- ・日時：2015年7月3日(金) 14:31～17:30
- ・場所：JICA 本部1階(会議室：1階 111・112 連結会議室)

上記の会合に加え、メール審議により助言を確定した。

助言

全体事項

1. 本事業はブーイェン橋、グエンチャイ橋、第3環状道路の3つの事業で成り立っており、スコーピング案は3つに分けられている。EIAについても3つに分けて実施することを検討すると共にそれらの複合的な影響をDFRに記述すること。
2. 本事業はハイフォン市の経済開発及び都市開発の効率的なネットワーク形成に資する目的で実施されるものである。そのためハイフォン市において現在進行中である複数の大型事業（ラックフェン港、カットビ国際空港、工業団地、官庁移転）がもたらす累積的な影響についてもDFRに記述すること。

代替案の検討

3. グエンチャイ橋、ブーイェン橋および第3環状道路について、CO2及び汚染物質の排出、マングローブ林を含む生態系への影響、用地取得などの社会環境への影響等を考慮したルート選定を行うこと。
4. グエンチャイ橋およびブーイェン橋事業について、代替案検討する際の橋梁案では河川内に橋脚を建設する工法が想定されるが、これに伴うカム川の水環境（水質、水象、洪水、河川生態系等）への影響に関して評価を行うこと。

スコーピングマトリクス

5. グエンチャイ橋の「地域内の利害対立」ならびに「被害と便益の偏在」の2つの項目については、ルート選定に従い、評価を少なくともC-に見直すこと。
6. 橋梁案の場合には河川内に橋脚建設の工法を採用するケースが想定されるが、このような場合に「水質」や「底質」「水象」「生態系」の供用時の項について、評価をC-に見直すこと。
7. 工事中における「生態系」と「雇用や生計手段等の地域経済」の評価はA-とすること。

環境配慮

8. 本事業のための土砂・骨材の調達および運搬による影響について検討すること。
9. ブーイェン島内およびルオットロン川北側の湿地等の生態系保全策について、河川の水質保全への効果という視点からも検討し対策をDFRに記述すること。
10. 3事業（特にブーイェン橋と第3環状道路の整備）における、マングローブやエビの養殖地となっている湿地の生態系については、漁業者や沿岸住民はもちろんのこと自然保護の専門家やNGOなど、幅広い方面からの意見を収集し、保全のための対策を明確にすること。
11. 調査の実施にあたっては、既存資料調査を含め、データの信頼性に十分留意すること。
12. マングローブ林地帯の生態系調査では希少種ならびに固有種のみに着目することなく地域で普通に見られる種や卓越する種などを含む種の構成についても知見が得られるような調査をおこなうこと。
13. 当該事業の対象地区にはある程度の規模と面積を保つマングローブ林が残されており、都市部における貴重な残存例である。今後も順調な経済発展が予想されており、残されたマングローブ林に対しては今から積極的な保全と活用を行っていく必要がある。

そのため以下に掲げる項目を含めマングローブ林の重要性および保全・活用について、ベトナム側の関係機関および開発事業者へ提言し、かつステークホルダー協議等を通じて住民にマングローブ保全の重要性を提示したうえで、DFR に記述すること：

- 防災機能、生態系涵養機能、観光利用

- 生態系サービスのオフセット案

- できる限り自然に優しい工法を取り入れたキャットウオークやサイクリング道の整備、ビジターセンターの設置等の手段を含む自然教育並びにリクリエーションの場の創出

14. 第 3 環状道路の河口に近いセクション等で、洪水や潮汐（高潮）等による水位の上昇が考えられる地域については、自然条件調査の結果を踏まえて、構造物や周辺の自然社会環境への影響を回避、最小化するよう検討すること。

社会配慮

15. 水運が地域の社会経済に重要な役割を果たしてきたことについても考慮した社会調査を行うこと。
16. 調査を通して零細な養殖業の実態を可能な限り把握すること。
17. 本事業では養殖池が移転対象になるケースが想定される。その場合、土地への補償に加えて、養殖池の移転に伴う補償を検討すること。

ステークホルダー協議・情報公開

18. グエンチャイ橋とブーイエン橋の 2 つの事業用地は距離的に離れているため、これを一体としてステークホルダー協議を実施するのは適切ではない。それぞれの事業についてガイドラインに従ったステークホルダー協議を開催すること。
19. 水運・河川交通を担う組合、ユニオン、団体等の代表をステークホルダー協議に招くこと。

その他

20. 本事業対象地域は急速な経済開発が進んでいることから、交通量および環境汚染物質等の測定については、適切な観測地点において長期的にモニタリングし、推移のデータを蓄積すること。

以 上